

普天間基地所属MV-22オスプレイのオーストラリア沖墜落事故に関する意見書

平成29年8月5日、現地時間午後4時頃、米軍普天間基地所属のMV-22オスプレイがオーストラリア東部沖合で墜落し、乗員3人が死亡する重大事故が発生した。

普天間基地所属の亡くなった隊員に哀悼の意を表するとともに、事故が二度と起こらないよう、強く求めるものである。

更に、同年8月29日には、同じく米軍普天間基地所属のオスプレイが、エンジントラブルのため、大分空港に緊急着陸した。

オーストラリアでの事故に対し、日本政府が同機種の飛行自粛を求めたが、米軍は「安全性を確認した上で、運用上必要とした」として飛行を続けたなかで起きたものである。

また、平成28年12月13日に発生した名護市安部の海岸におけるオスプレイの事故についても、本市議会は、事故原因の徹底究明と再発防止策を講じること、及びオスプレイの沖縄からの全機撤収等を求めた経緯がある。

うるま市では、平成27年8月12日、ホワイトビーチ地区水域における米陸軍MH-60ヘリの事故が発生し、本市議会は事故原因の徹底究明と迅速な公表を求めたが、去る8月17日、2年もの経過を要し、防衛省・外務省を通じて明らかにされたその最終報告書は「パイロットが機体操作手順を誤ったことによるものであり、機体自体には事故の原因となるようなものは確認されなかった。」と結論づけているが、市民が十分納得できるような説明内容ではない。

本市上空は、嘉手納飛行場や普天間飛行場を発着する軍用機の飛行経路となっていることから、このように事故を繰り返しているオスプレイが飛行を続けることは、市民に不安と恐怖をあたえるものである。

よって、本市議会は、市民の生命・財産を守り、安心・安全な生活環境を確保する立場から、今回の事故に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

- 1、普天間基地所属MV-22オスプレイの飛行を一切中止し、直ちに配備を撤回すること
- 2、事故原因の徹底究明、関連情報の公開を速やかに実施すること
- 3、日米地位協定を抜本的に改めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長